

改正案	現行
<p>第二 発生の予防及びまん延の防止</p> <p>一 基本的考え方</p> <p>国及び都道府県等は、性感染症の罹患率を減少傾向へ導くための施策の目標を設定し、正しい知識の普及啓発及び性感染症の予防を支援する環境づくりを中心とした予防対策を行うことが重要である。特に、性感染症の予防方法としてのコンドームの使用並びに検査や医療の積極的な受診による早期発見及び早期治療が性感染症の発生の予防及びまん延の防止に有効であるといった情報、性感染症の発生动向に関する情報等を提供していくとともに、検査や医療を受けやすい環境づくりを進めていくことが重要である。</p> <p>一方、性感染症の予防においては、一人一人が自分の身体を守るために必要とする情報を分かりやすい内容と効果的な媒体により提供することを通じ、各個人の行動を性感染症に罹患する危険性が低いものに変化させることを意図して行うものである必要がある。</p> <p>さらに、一般的な普及啓発の実施に加え、若年層の健全育成のための普及啓発を実施するとともに、実施に当たっては、対象者の発達段階、性感染症に対する理解力、地域の特性等、対象者の実情に応じて、普及啓発の内容や方法に配慮することが重要である。このため、国及び都道府県等は相談や指導の充実を図り、よりきめ細かい普及啓発を実現していくことが必要である。</p>	<p>第二 発生の予防及びまん延の防止</p> <p>一 基本的考え方</p> <p>性感染症は、一人一人が注意深く行動することにより、その予防が可能な疾患であり、国及び都道府県等は、正しい知識の普及啓発を中心とした予防対策を行っていくことが重要である。特に、性感染症の予防方法としてのコンドームの使用並びに検査や医療の積極的な受診による早期発見及び早期治療が性感染症の発生の予防及びまん延の防止に有効であるといった情報、性感染症の発生动向に関する情報等を提供していくことが重要である。</p> <p>また、普及啓発は、一人一人が自分の身体を守るために必要とする情報を分かりやすい内容と効果的な媒体により提供することを通じて、各個人の行動を性感染症に罹患する危険性が低いものに変化させることを意図して行うものである必要がある。</p> <p>さらに、一般的な普及啓発の実施に加え、若年層を中心とした普及啓発を実施するとともに、実施に当たっては、対象者の実情に応じて、普及啓発の内容や方法に配慮することが重要である。このため、国及び都道府県等は相談や指導の充実を図り、よりきめ細かい普及啓発を実現していくことが必要である。</p>

改 正 案	現 行
<p>二 予防方法としてのコンドームの使用の推奨</p> <p>コンドームは、有効な性感染症の予防方法の一つであるため、国及び都道府県等は、性感染症の予防に資するコンドームの使用に係る情報を提供していくことが重要であり、コンドームの製造・販売業者にも協力を求めるべきである。また、普及啓発の対象者の実情に応じて、コンドームの正しい使用の方法等を、最新の性感染症の予防に関する科学的知見に基づいて、適切に情報提供していくことが重要である。</p>	<p>二 予防方法としてのコンドームの使用の推奨</p> <p>コンドームは、一般的には避妊のためにのみ用いるものと考えられていることが多いが、パートナー（性的接触の相手をいう。以下同じ。）が性感染症に感染しているかどうか分からない場合の性行為においては、双方にとって、極めて有効な、かつ、第一に選択されるべき性感染症の予防方法である。国及び都道府県等は、性感染症に罹患した場合の症状や後遺症、発生動向等の性感染症の危険性についての情報だけではなく、コンドームに係る情報も普及啓発の中軸として提供していくことが重要であり、コンドームの製造業者にも協力を求めるべきである。また、普及啓発の対象者の実情に応じて、コンドームの正しい使用の方法や使用に関するパートナー間の相互理解の必要性等を適切に情報提供していくことが重要である。</p> <p>なお、普及啓発は、後天性免疫不全症候群対策との連携が有効であり、両者の重複感染の危険性を指摘すること、両者の専門家による手引書を作成すること等を行うことが重要である。</p>

改正案	現行
<p>三 検査の推奨と検査機会の提供</p> <p>都道府県等は、保健所の検査に係る情報の提供を行い、性感染症の患者又は無症状病原体保有者が当該検査の趣旨及び内容を十分理解した上で、検査を受診し、必要に応じて医療に結び付けることができる体制を整えることが重要である。保健所が自ら検査を実施する場合に検査の対象とする性感染症とその検査項目を選定するときは、無症状病原体保有者からの感染の危険性、検査の簡便さを考慮し、性器クラミジア感染症、梅毒及び淋菌感染症を基本として、都道府県等の実情に応じて実施するものとする。</p> <p>そのため、都道府県等は、保健所における性感染症の検査の機会を確保するとともに、住民が当該検査の趣旨及び内容を十分理解した上で受診しやすい体制を整えることが重要である。また、性感染症に対する普及啓発のための各種行事の活用や、検体の送付による検査の試行など、個人情報保護に留意しながら、様々な検査の機会を活用していくことも重要である。なお、検査の結果、受診者の感染が判明した場合は、当該受診者に対し、当該性感染症のまん延の防止に必要な事項について十分説明し、必要な場合には、医療に結び付け、感染拡大の防止を図ることも重要である。</p> <p>さらに、国及び都道府県等は、性感染症の検査の実施に關して、学会等が作成した検査の手引き等を普及していくこととする。</p>	<p>三 検査の推奨と検査機会の提供</p> <p>都道府県等は、保健所において検査に係る情報の提供を行い、感染の可能性がある者に対して検査の受診を推奨することが重要である。保健所が自ら検査を実施する場合には、検査の対象とする性感染症とその検査項目を選定するときは、無症状病原体保有者からの感染の危険性、検査の簡便さを考慮し、性器クラミジア感染症、梅毒及び淋菌感染症を中心として、都道府県等の実情に応じて実施するものとする。</p> <p>また、都道府県等は、住民に対して保健所における検査の受診を推奨するとともに、受診しやすい体制を整えることが重要である。また、様々な検査の機会の活用を推奨していくことも重要である。なお、検査の結果、受診者のパートナーに感染の可能性がある場合は、パートナーの検査も推奨し、必要な場合には、医療に結び付け、感染拡大の防止を図ることも重要である。</p> <p>さらに、国及び都道府県等は、性感染症の検査の実施に關して、学会等が作成した検査の手引き等を普及していくこととする。</p>

改正案	現行
<p>四 対象者の実情に応じた対策 予防対策を講ずるに当たっては、年齢や性別等の対象者の実情に応じて追加的な配慮を行っていくことが重要である。</p> <p>例えば、若年層に対しては、性感染症から自分の身体を守るための情報について、対象者の発育や発達の段階に応じて、同年代の者等の適切な人材の協力を得、又は分かりやすい図表等を用いる等の創意工夫の上で伝達するとともに、インターネット等の媒体を適切に利用することにより、効果的な情報提供を行い、広く理解を得ることが重要である。その際、学校等における性感染症の予防のための教育においては、児童生徒等の性別構成等の実態、地域における保護者の理解や保健所の取組状況等に応じた普及啓発が重要である。このため、教育関係機関等と連携することを通じて、学校等における教育と連動した普及啓発を行うことが重要である。</p> <p>また、女性は、感染しても無症状の場合が多い一方で、感染すると慢性的な骨盤内感染症の原因となりやすく、次世代への影響があること等の特性があるため、女性に対する普及啓発は、対象者の意向を踏まえるとともに、対象者の実情や年齢に応じた特別な配慮のほか、性感染症を女性の性と生殖に関する健康問題の一つとしてとらえるような配慮を加えることが重要である。</p>	<p>四 対象者の実情に応じた対策 予防対策を講ずるに当たっては、年齢や性別等の対象者の実情に応じて追加的な配慮を行っていくことが重要である。</p> <p>例えば、若年層に対しては、性感染症から自分の身体を守るための情報について、対象者の発育や発達の段階に応じて、同年代の者等の適切な人材の協力を得、又は分かりやすい図表等を用いる等の創意工夫の上で伝達するとともに、インターネット等の媒体を適切に利用することにより、効果的な情報提供を行い、広く理解を得ることが重要である。その際、学校等における教育においては、児童生徒等の性別構成等の実態、地域における保護者の理解や保健所の取組状況等に応じた普及啓発が重要である。このため、教育関係機関等と連携することを通じて、学校等における教育と連動した普及啓発を行うことが重要である。</p> <p>また、女性は、感染しても無症状の場合が多い一方で、感染すると慢性的な骨盤内感染症の原因となりやすく、次世代への影響があること等の特性があるため、女性に対する普及啓発は、対象者の意向を踏まえるとともに、対象者の実情や年齢に応じた特別な配慮のほか、性感染症を女性の性と生殖に関する健康問題の一つとしてとらえるような配慮を加えることが重要である。</p>

改正案	現行
<p>五 相談指導の充実</p> <p>都道府県等は、保健医療に関する既存の相談の機会を活用するとともに、希望者に対する検査時の相談指導、妊娠等に対する保健医療相談や指導等を行うことが、対象者の実情に応じた対策の観点からも有効である。そのため、都道府県等においては、性感染症に係る検査前及び検査後において、当該性感染症に関する意見交換及び情報収集を円滑に推進するとともに、まん延の防止を図るため、相談及び指導に携わる人材の養成及び確保に努めるものとする。また、これらに当たっては、医療機関並びに教育機関との連携及び後天性免疫不全症候群対策との連携を図ることが重要である。</p>	<p>五 相談指導の充実</p> <p>保健医療に関する既存の相談の機会を活用するとともに、希望者に対する検査時の相談指導、妊娠等に対する保健医療相談や指導等を行うことが、対象者の実情に応じた対策の観点からも有効である。また、これらに当たっては、後天性免疫不全症候群対策との連携を図ることが重要である。</p>

改 正 案	現 行
<p>第三 医療の提供</p> <p>一 基本的考え方</p> <p>性感染症は、疾患や病態に応じて適切に処方された治療薬を投与する等の医療が必要な疾患である。医療の提供に当たっては、診断や治療の指針、分かりやすい説明資料等の活用に加えて、個人情報保護、患者等への医療等の包括的な配慮が必要である。</p> <p>二 医療関係者への情報の提供の強化</p> <p>国及び都道府県等は、医師会等の関係団体との連携を図りながら、診断や治療に関する最新の方法に関する情報を迅速に普及させるよう努めることが重要である。</p> <p>三 学会等の関係団体との連携</p> <p>学会等の関係団体は、最新の医学的な知見等を盛り込んだ診断や治療の指針、包括的な治療等にとって有効で分かりやすい資料等を作成し、普及させることが重要であり、国及び都道府県等は、その普及を支援していくことが重要である。</p>	<p>第三 医療の提供</p> <p>一 基本的考え方</p> <p>性感染症は、疾患や病態に応じて適切に処方された治療薬を投与する等の医療が必要な疾患である。医療の提供に当たっては、診断や治療の指針、分かりやすい説明資料等の活用に加えて、個人情報保護、患者等のパートナーへの医療等の包括的な配慮が必要である。</p> <p>二 医療関係者への情報の提供の強化</p> <p>国及び都道府県等は、医師会等の関係団体との連携を図りながら、診断や治療に関する最新の方法に関する情報を迅速に普及させるよう努めることが重要である。</p> <p>三 学会等の関係団体との連携</p> <p>学会等の関係団体は、最新の医学的な知見等を盛り込んだ診断や治療の指針、包括的な治療等にとって有効で分かりやすい資料等を作成し、普及させることが重要であり、国及び都道府県等は、その普及を支援していくことが重要である。</p>

改正案	現行
<p>第四 研究開発の推進</p> <p>一 基本的考え方</p> <p>性感染症の拡大を抑制するとともに、より良質かつ適切な医療を提供するためには、性感染症に関する研究開発の推進が必要である。具体的には、病態の解明に基づく検査や治療に関する研究、発生动向に関する疫学研究、行動様式に関する社会面と医学面における研究等を総合的に推進することが重要である。</p> <p>二 検査や治療等に関する研究開発の推進</p> <p>性感染症の検査や治療において期待される研究としては、迅速かつ正確に検査結果が判明する検査等、検査機会の拡大のための実用的な検査薬や検査方法の開発、効果的で簡便な治療方法の開発、新たな治療薬及び耐性菌を出現させないような治療薬やその投与方法に関する研究等が考えられる。また、ワクチン開発の研究、予防方法の新たな可能性を視野に入れた研究開発等を推進することも重要である。</p>	<p>第四 研究開発の推進</p> <p>一 基本的考え方</p> <p>性感染症の拡大を抑制するとともに、より良質かつ適切な医療を提供するためには、性感染症に関する研究開発の推進が必要である。具体的には、病態の解明に基づく検査や治療に関する研究、発生动向に関する疫学研究、行動様式に関する社会面と医学面における研究等を総合的に推進することが重要である。</p> <p>二 検査や治療等に関する研究開発の推進</p> <p>性感染症の検査や治療において期待される研究としては、検査機会の拡大のための実用的な検査薬や検査方法の開発、効果的で簡便な治療方法の開発、耐性菌を出現させないような治療薬やその投与方法に関する研究等が考えられる。また、ワクチン開発の研究、予防方法の新たな可能性を視野に入れた研究開発等を推進することも重要である。</p>

改 正 案	現 行
<p>三 発生動向等に関する疫学研究の推進</p> <p>国は、性感染症の発生動向に関する各種疫学研究を強化し、今後の予防対策に役立てていくことが重要である。例えば、性感染症の無症状病原体保有者の推移に関する研究、地域を限定した性感染症の全数調査、後天性免疫不全症候群の発生動向との比較研究、発生動向の分析を行うための追加調査、指定届出機関の選定の在り方に関する研究等の疫学研究を行い、定量的な評価が可能となる数値を的確に推計できるように努めるなど、発生動向の多面的な把握に役立てていくことが重要である。</p> <p>四 社会面と医学面における性の行動様式等に関する研究</p> <p>国は、若年者の性感染症を早期に見出し、早期の治療に結び付けるための試行的研究、性感染症予防策のまん延防止効果に関する研究等、社会面と医学面における性の行動様式等に関する研究を後天性免疫不全症候群対策の研究と連携して進めることが重要である。</p> <p>五 研究評価等の充実</p> <p>国は、研究の計画を厳正に評価し、重点的に研究を支援するとともに、研究の成果についても的確に評価した上で、評価の高い研究成果に基づき施策を重点的に進めていくことが必要である。また、研究の結果については、広く一般に提供していくことが重要である。</p>	<p>三 発生動向等に関する疫学研究の推進</p> <p>国は、対象者別の発生傾向や低用量経口避妊薬の使用による影響の分析等発生動向に関する各種疫学研究を強化し、今後の予防対策に役立てていくことが重要である。</p> <p>四 社会面と医学面における性の行動様式等に関する研究</p> <p>国は、社会面と医学面における性の行動様式等に関する研究を後天性免疫不全症候群対策の研究と連携して進めることが重要である。</p> <p>五 研究評価等の充実</p> <p>国は、研究の計画を厳正に評価し、重点的に研究を支援するとともに、研究の成果についても的確に評価した上で、評価の高い研究成果に基づき施策を重点的に進めていくことが必要である。また、研究の結果については、広く一般に提供していくことが重要である。</p>

改 正 案	現 行
<p>第五 国際的な連携</p> <p>一 基本的考え方</p> <p>性感染症にかかっている者がHIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染しやすいということにかんがみ、予防対策上の観点から性感染症と後天性免疫不全症候群とを併せて取り扱うことが国際的には多いことから、国際的な連携に当たっては、この点を念頭に進めることが重要である。</p> <p>二 諸外国との情報交換の推進</p> <p>国は、政府間、研究者間等における性感染症に関する予防方法や治療方法の開発、疫学研究や社会面と医学面における研究の成果等についての国際的な情報交換を推進し、我が国の対策に生かしていくことが重要である。また、性感染症に関連する後天性免疫不全症候群の研究についても、情報交換に努めていくことが望ましい。</p> <p>三 国際な感染拡大抑制への貢献</p> <p>国は、世界保健機関、国連合同エイズ計画（UNAIDS）等の活動への協力を強化することが重要である。</p>	<p>第五 国際的な連携</p> <p>一 基本的考え方</p> <p>後天性免疫不全症候群の主要な感染経路が性的接触であることのみならず、性感染症に罹患している者がHIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染しやすいということにかんがみ、予防対策上の観点から性感染症と後天性免疫不全症候群とを併せて取り扱うことが国際的には多いことから、国際的な連携に当たっては、この点を念頭に進めることが重要である。</p> <p>二 諸外国との情報交換の推進</p> <p>国は、政府間、研究者間等における性感染症に関する予防方法や治療方法の開発、疫学研究や社会面と医学面における研究の成果等についての国際的な情報交換を推進し、我が国の対策に生かしていくことが重要である。また、性感染症に関連する後天性免疫不全症候群の研究についても、情報交換に努めていくことが望ましい。</p> <p>三 国際な感染拡大抑制への貢献</p> <p>国は、世界保健機関、国連合同エイズ計画（UNAIDS）等の活動への協力を強化することが重要である。</p>

改正案	現行
<p>第六 関係機関等との連携の強化等</p> <p>一 関係機関等との連携の強化</p> <p>性感染症対策は、普及啓発から研究開発まで、様々な関係機関との連携を必要とするものであり、具体的には、厚生労働省、内閣府、文部科学省等における普及啓発の連携、研究成果の情報交換、官民連携による施策の推進等を図るほか、国及び都道府県等と医師会等の関係団体及び性感染症並びに後天性免疫不全症候群対策等に関係する各種民間団体との連携等幅広い連携を図ることが重要である。また、保健所の普及啓発の拠点としての機能強化を図るとともに、学校教育と社会教育との連携強化による普及啓発活動の充実を図ることが重要である。</p> <p>二 本指針の進捗状況の評価及び展開</p> <p>本指針を有効に機能させるためには、本指針に掲げた取組の進捗状況について、定期的に把握し、専門家等の意見を聴きながら評価を行うとともに、必要に応じて、取組の見直しを行うことが重要である。</p>	<p>第六 関係機関等との連携の強化等</p> <p>一 関係機関等との連携の強化</p> <p>性感染症対策は、普及啓発から研究開発まで、様々な関係機関との連携を必要とするものであり、具体的には、厚生労働省、内閣府、文部科学省等における普及啓発の連携、研究成果の情報交換、官民連携による施策の推進等を図るほか、国及び都道府県等と医師会等の関係団体及び後天性免疫不全症候群対策等に関係する各種民間団体との連携等幅広い連携を図ることが重要である。また、保健所の普及啓発の拠点としての機能強化を図るとともに、学校教育と社会教育との連携強化による普及啓発活動の充実を図ることが重要である。</p> <p>二 本指針の進捗状況の評価及び展開</p> <p>本指針を有効に機能させるためには、本指針に掲げた取組の進捗状況について専門家の意見を聴きながら評価を行うとともに、必要に応じて、取組の見直しを行うことが重要である。</p>